

(仮称) 千葉市子ども基本条例 (素案)

<構成>

○前文

○第1章 総則

- (1) 目的
- (2) 定義
- (3) 基本理念
- (4) 責務及び役割
- (5) 周知啓発

○第2章 こどもの権利の保障

- (1) こどもの権利 (基本となる考え方)
- (2) こどもの権利 (安心して生きる権利)
- (3) こどもの権利 (自分らしく心豊かに育つ権利)
- (4) こどもの権利 (自分を守り、守られる権利)
- (5) こどもの権利 (自分に関することを自分で決める権利)
- (6) こどもの権利 (社会に参画する権利)
- (7) 虐待・いじめ等・体罰の根絶
- (8) 家庭における権利の保障
- (9) こどもに関わる施設・団体における権利の保障
- (10) 地域における権利の保障
- (11) こどもの権利の侵害に関する救済

○第3章 こどもの意見表明と社会参画

- (1) こどもの意見表明の機会の確保
- (2) こどもの社会参画の促進

○第4章 こどもに関する施策の推進

- (1) 市の方針
- (2) 推進計画・推進状況の確認・検証